

裁判員経験者意見交換会議事録（平成31年1月22日開催分）

司会者：大津地方裁判所刑事部の裁判官の宇田と申します。ここからは私の進行で、本意見交換会を進めさせていただきます。

さて、裁判員制度が始まりまして、もうすぐ10年となります。これまで、本当にたくさんの裁判員の方に裁判所においていただき、裁判員制度に参加していただきました。おかげさまで、おおむね順調に制度が進んでいるという状況にあります。

私たち法曹三者は、国民の皆様に裁判に参加していただきやすいように事前に準備をして、いろいろな工夫をしているつもりではありますが、実際においていただいた皆様にとって、本当に分かりやすく、参加しやすい裁判だったのか、あるいは今後、どのようなところを改善していくべきかということについては、経験された皆様の率直な意見をお聞かせいただき、今後に役立てていきたいと思っておりますので、本日は、ぜひ忌憚のない御意見をよろしく願いいたします。

また、本日、参加していただいている法曹三者の方におかれましても、裁判員経験者の方からの質問等に適宜お答えいただくとともに、裁判員経験者の方の御発言に関連してお聞きになりたいことがございましたら、積極的に御質問いただければと思います。

そこで、まずは法曹三者の方々から、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、米口検察官からお願いします。

検察官：大津地方検察庁の検察官の米口でございます。本日はよろしくお願いいたします。

弁護士：滋賀弁護士会所属の弁護士の北村と申します。よろしくお願いいたします。

裁判官：伊藤でございます。事件を通じて皆様と御一緒しましたが、今日は意見

交換会で皆様から、貴重な御指摘がいただけるものと楽しみにしていますので、どうぞ遠慮せずに、意見のほう、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

司会者：それでは早速、意見交換会に入らせていただきます。

意見交換の後、傍聴されている報道機関の皆さんからの質問の時間を設ける予定です。

それでは、まず、皆さんがそれぞれどんな事件を担当されたのかを私のほうから御紹介しますので、それに引き続いて、裁判員に選ばれたときにどんなお気持ちだったのか、そして、終わってみてどんな感想を持たれたのかというところを、ざっくばらんにお話しただいて、その後、本題に入るといふことにしたいと思います。

それでは、まず2番さんの事件ですけれども、こちらは殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反という事件でした。ショッピングセンターにおいて、被害者らに対して、殺意をもってその腹部等を刃物で突き刺したが、同人らにけがを負わせたにとどまったという事件です。

2番さんの裁判員裁判を経験しての御感想をお願いできますか。

裁判員経験者2：まず初めに、この裁判でありますとか、裁判所でありますとか、こういうところには全く無関心な者でありまして、初めて経験させていただいたことに、厚く御礼を申し上げたいと思います。感謝いたしております。

まず、この事件をまず聞きまして、細部を読み解いていくと、複数の犯歴があるということでもございました。そして、その間のこの裁判の流れの中で、この被告人といわれる方が全くしゃべらず、表情にも出さず、そしてこのとき、ちょうど被害者のお子様のお母様も出ておられまして、そのお母様のほうに向かって、申し訳なかったという謝りの言葉もなく、こういう人がいるんだなど、改めて認識した次第で、私たちの感覚とは全く違う人が、やはり、いろんな方がおられるんだなということを改めて感じた次第であります。

これからも、一度こういう経験をしますと、なかなかもうないんじゃないかという方もおられるんですけども、またまたあれば、何回も経験してみたいなという考えでおります。今日はどうもありがとうございます。

司会者：続きまして、3番さんと4番さんの事件ですけれども、こちらは傷害致死という事件でした。被告人宅において、実子である被害者の顔面をたたいたり踏みつけたりする暴行を加え死亡させたという事件です。

まず3番さんの、裁判員裁判を経験しての御感想をお願いします。

裁判員経験者3：私も、初めて裁判員になって、それがまた傷害致死という形になりました。それまでいろいろな、そういうようなしつけだとかいろんな意味で、子どもさんを殴ったり、たたき落としたりとかというようなニュースを聞いておりましたけれども、余り身近に感じてなかった。それが、今回の裁判の中で目の前に来た。そうすると、第三者で見ていたときと随分違ったような気がします。

私は、お父さんが何でこんなことをやったんだろうという、そのお父さんの気持ちというのを、私がある程度の年だったからかもしれないけれども、決して憎くてやったんじゃないんだな。その人のそのときの心理状態、もう一つ詳しくわかりませんが、何とか防げなかったのかな。どちらかというところ、そちらのほうに随分興味を持ち、非常に今までにない考え方、また、そういうようなものを経験をさせてもらったということで、非常に私自身、とってもプラスになったというふうに思っております。

司会者：では、4番さん、お願いします。

裁判員経験者4：裁判官の方と一緒に、裁判員裁判で評議をさせていただいたんですけれども、やはり私としましては、事件の内容が、偶然にも興味、関心を日頃から抱いていました虐待ですとか傷害ということであったり、子どもですとか、保護者への支援ということに関わる事件でしたので意欲的に参加することができました。

参加してみると、本当に様々な年代ですとか、具体的な職業というのをお聞きしてないですけども、いろいろな職業の方の意見を聞くことができましたし、様々な価値観に触れることができたことも貴重な機会だったなと思います。

被告人の方の生い立ちですとか、罪の重さですとか、これくらいの刑罰が必要だろうという思い、それが、被害者の不利益ですとか、心の痛みというのを考えたら、やっぱりこれぐらい必要なんじゃないかなという、そういう感情的な部分と、いろいろな証拠ですとか、過去の判例ですとか、法律ですとか、いろんな部分とそれぞれのバランスをとりながら考えるというのはすごく難しい作業でしたけれども、裁判官の方々ですとか、同じ裁判員の方々、いろんな意見を交換するというのは、本当にとっても貴重な機会で、裁判員を経験させていただいてとてもありがたかったなと思っています。

司会者：続きまして5番さんの事件ですけども、こちら、殺人未遂という事件でして、就寝中の被害者に対し、殺意を持ってその頸部を刃物で突き刺したが、けがをさせたにとどまったという事件です。

では、5番さんどうぞよろしくお願いいたします。

裁判員経験者5：再犯者の心理的な状態がどうであったかというところを探りながら、また、事実関係を確認しながら、当時の裁判員の皆さんと色々な意見を交わさせていただきました。自分自身に置きかえてみたり、いろんなことを考えながら、最終、心理状態の分析というところまで入り込めたのはよかったかなというふうに率直に思っています。また、私自身の色々な経験がちょうど役に立つ場面がありましたので、そういったところもお役に立てたんじゃないかなというふうに、率直に感じた次第でございます。

司会者：次に、6番さんの事件ですけども、こちらは強盗致傷という事件でした。徒歩で通行中の被害者を転倒させた上で暴行を加え、同人の靴を奪い取り、その際に、けがをさせたという事件です。

では、6番さん、お願いします。

裁判員経験者 6：私、まさか裁判員になるとは思いませんでしたので、非常にびっくりいたしました。抽選で選ばれて、それからのときなんですけれども、まさかと思ひまして、一番最初、やはりかなり驚きました。いろいろと裁判官の方から、専門的な知識の方は抜いてあるから素人で判断するというようなことを上手に言っていただきまして、気持ちが楽になりまして非常に助かりました。

私が当たりました事件のほうは、まさか、私の考えなんですけども、こんな簡単なもので裁判員制度になるのという感じを受けましたけれども、いろいろと順番に話の内容、進んでいく過程で、え、法律ってこんな難しいのと、私は今まで全然接したことがなかったので非常にいい経験をさせていただきまして、裁判とか、いろんなものに対しての見る目が全く変わってしまいました。私にとりましては、裁判員というのは非常にいい経験をさせていただいたと思っております。感謝しております。

司会者：最後に、8番さんの事件ですが、こちら、殺人未遂という事件でした。殺意をもって、実の子である被害者を抱えて川に飛び込んだところ通行人らに救助されたため、殺害するに至らなかったという事件です。

では、8番さん、お願いします。

裁判員経験者 8：いろんな方とその評議の中で話をしたりして、とてもいい経験ができたなと思ひました。

それと、事件の内容が自分では選べないで、この事件が担当ですということになると、ちょっと常識では計り知れないようなものをもし担当することになったときは、一番最初、精神的なケアをしますということがありましたけど、ああ、そういうものも必要になってくるかもなというようなものは感じました。

それから、今もおっしゃったけど、法律は難しいなと思ひて、法律は文章を積み上げていくものなんだな、そうやって突き詰めていくものなんだなというものも見ました。経験はとても良かったと思ひています。

司会者：それでは、ここから、本題のほうに入らせていただきたいと思います。

まず、裁判員として参加しやすい選任手続や審議・評議の日程のあり方についてというテーマです。

皆さん、少し思い出していただきたいのですけれども、秋頃になりましょうか。名簿に載ったという通知があって、その後に選任手続が来ます。これは、具体的に事件の始まる日について、この日に来てください、この日ぐらいに裁判がありますというようなお知らせが来たかと思います。この具体的な事件のお知らせというのは、大体1か月半くらい前に送るようにしているのが通常です。こういう皆さんの受け取られた呼出しの時期について、お仕事とか御家庭の状況との関係で、この呼出時期について、何か御意見などはございますでしょうか。

では、どなたからでも結構ですので、まず3番の方、お願いします。

裁判員経験者3：これは正直に言って、年齢によって随分違うなど、私はそのとき70歳を超えてましたけども、一応、本人さえオーケーであれば裁判員をやるということで受けました。だけど、これが50代、40代、30代であればそれができたかどうか、さらにそのタイミングといたらおかしいですけど、2年前、3年前でも、ちょうど母が寝たきりで介護をしておりました。そういうときに、それを、家内1人に任せて出られたかということになってくると、やっぱり体力が要るところもございますし、それぞれの置かれたポジションというもの、全く分かりませんから。たまたま私は、自分の母が亡くなって、少し時間ができたし、そういう中で、こういうことも経験してみたい、体験してみたい、いろんなことをやってみたいという、そういうようなこともありましたから受けました。だから、受けられない方には受けられない方のそれなりの事情がありますし、また、受けられる人も、そういうようないろんなあれもありますから一律には言えない。とりあえず幅広く当たって、その中から、受けていただける方を探すという方法しかないんじゃないでしょうか。

裁判員経験者2：私の場合も、先ほども申しましたように、もう年も年ですんで、

日々何もすることがないと。そして日々、刑事ドラマが好きで見てるような人間でございまして、入ってみて初めて、ああ、これは本当にドラマのとおり、セットのとおりだなと思うようなまず第一印象でございまして、この選任を言われて、こちらのほうへ足を運びましたときに、ちょうどこの場所はいっぱいでございました。これ、お越しになっている方というのは、全部、私はやりたいという方がお越しになってたと思うんです。その中で、また新たに抽選で当たったというような感じでした。ですから、私、別に先ほどおっしゃっていただいたんですけど、確かに30代、40代、50代、大変な年代だと思うんですけども、もうあれだけ、いや、私もやってみようという方が多くおられるのであれば、今のままでも別に支障はないんじゃないかなと思った次第です。

司会者：集まっていたときに結構な人数があったということなんですけど、あの場に来られた方というのは、その呼出しが来て、辞退を申し出る理由がなかったり、そういった事情で、とりあえず、来るのはいいということになったので来ていただいた方なので、そこからまた抽選ということで絞られていく訳ですけど、時期としては1か月半前ぐらいに届いたのは特に支障はありませんでしたか。

裁判員経験者2：ええ、別に支障はないです。

司会者：他に御意見はないですか。

裁判員経験者6：私の場合、土日が休みの会社から定年を迎えまして、その後、別の人生を歩んでおります。その場合、やはり年齢が高くなってきますと、他の業種の方もそうなんですけども、最近、シフトとかいいまして、土日が休みでない方、あらかじめ1か月以上前から勤務表を作っていただくという、そういうことがあり得ますので、裁判所のほうからいただきました通知が1か月半前ぐらいだったと思います。その場合、非常に助かりました。

というのは、私もこういうシフトという仕事をするまでに、何で早くから休み

を選ぶんかなという、そういうことが疑問でありました。自分がやはりシフト制になりましてから、できるだけ早く連絡していただければそれが助かるなというので、1か月半前に連絡いただくのは非常に助かったと思います。

裁判員経験者 5：日程もさることながら、裁判員の名簿に上がったよという連絡が、最高裁判所から、ある日突然、封筒が届くというのが、非常に当時は違和感がありました。家内と二人暮らしをしておりますけど、ある日突然、封筒が最高裁判所から来る、まして、本人しか受取もできませんよ、開けられませんよと。果たしてあの一番最初の取っかかりが、あれが一番正解なんかなという疑問はいまだに持っています。

と言いますのは、もっと簡単な封筒で、名簿にリストアップしたよという、まず連絡があってもいいんじゃないかなと、それから、必要書類の大きな封筒が送られてくるというのも、ワンステップあるほうが、より受けとめやすいような気がしたというのが、当時、非常に強く感じたことでございます。

日程とか、この場にたくさんの方がお集まりになられて、最終、抽選をしたというのはそう違和感はございませんでしたけど、それに反して、やっぱり封筒が突然届くというのは、いまだにやっぱり疑問があります。

司会者：貴重な御意見、ありがとうございます。今のと合わせて、例えば最初の名簿に載ったというのもそうですし、その後、具体的に来たのもそうですけれども、呼出状のあり方、中身の書式とか、字の大きさとか、記載事項とか、そんなものでも結構ですし、今言われたような、封筒とかそういうのを含めて、何か他には御提言とか御感想とかございましたらお願いします。

裁判員経験者 8：私、最高裁の封筒をいただいて、その後連絡がなかったから、ああ、私は名簿に載ったけど、もう消えたんだなと勝手に思ってて、秋になって、いつ来てくださいというのが来たので、えっ、あれって生きてたのってちょっとびっくりして。だから、ちょっと間が、こんなにも空く人もあるんですかね。

司会者：それは、そうですね、1年間有効なので。

裁判員経験者6：やはり裁判所と書いてあるだけで、善良な国民、非常にびびります。

裁判員制度が始まったときに、実のところ、私の家族も、エントリーというものかな、選ばれて来ておりましたので、ある程度、読んでおりました、ああ、こういうもんかなというので予備知識があった後に来ましたので、私の場合は大きな違和感はなかったです。

それと、中のパンフレット、説明書に関しましては、私にとりましては非常に分かりやすく書いていただいて、文字数もそんなに多くなかったから、私の場合は理解できる範囲かなというので受け止めておりました。

司会者：先ほど、8番さんのお話にもあったと思うんですけど、裁判員選任手続に当たって、事前に事件の内容が分かっていたらちょっと気持ちも違ったかも、というお話がありましたが、その点について、何か自分はこう思うとか、御意見ございましたら。

裁判員経験者3：事前に事件の内容が分かっていたら、私は恐らく、ちょっと問題があるんじゃないだろうかなというふうに思いますね。

というのは、事前に知って、ある程度、調べたりしたら、その人に対する変に反発とか思い入れが出てくるんじゃないか、私の場合はその被告人に対して、ああ、この人かわいそうなのというような、そういう気持ちを持ったのかもしれないけども、余り事前に予備知識があればあるほど、ちょっと難しい判断になるんじゃないかなというふうに思います。そうでなくても、もし、この間の、いろんな裁判なんかで、この裁判に私が裁判員で行ってたら、事前にこんだけの知識があったら、許せんと思ったり、かわいそうやなと思ったり、先に決めてしまうんじゃないかなと、そんなふうに思います。

裁判員経験者8：私が思ったのは、自分たちの力量で、裁判員が判断できる範囲とちょっと抜き出した事件ってありますよね。普通の感覚で判断できるかな、

これ、というような、新聞の内容だけですけど。例えばそういうものに当たってしまった場合、ちょっと突出した事件とかが、あれも裁判員裁判だったんですよ。うわ、これ、私が当たったらちょっと失礼させていただいたような、無理ですって言ったほうが、私としては判断に責任が持てないですから辞退した、途中でしたいって申し出たと思うんです。

だから、内容が一般の人が責任を持って判断できるか、できないか、途中でいろんな内容を確認しますよね。最初、こうなって、ああなって、こうなって、こうという、事件の内容を順番に確認していきますよね。なかなかあの状態のものだったりすると、もうついていけないと思うんですよ、そういうの。写真だったり、映像だったり。だから、それを裁判員が入るのがちょっと抜き出したものに対しては、ちょっと疑問に思うんです。

じゃ、このランク付け、これは裁判員入っていいけど、これは入ってはいけないとかというような、じゃ、どこにラインを引くんですかという問題に多分なると思います。それは私としても、今ここで別に決めた意見がある訳ではなくて、突出したものに対しては責任を持てないということです。その事前に知る、知らないじゃなくて、事前に知らなくていいんですけど、知らないであれだけの事件を担当することになったら、ちょっとどうしたらいいのかなということです。それ以外のは、別に事前に知っていなくてもいいんです。

司会者：もう一点、先ほど、シフトの話も出てきたところでありますけれども、お仕事の関係、それから御家庭の病気等の関係、日程調整をするに当たって、もっとうる情報を書いてあったらいいとか、記載しておいてほしかった情報とかはありますでしょうか。特に不足はなかったですか。

裁判員経験者 6：私の場合、確か皆さんも同じかなと思うんですけども、1日目来なさいよと、もし当たったら、何日と何日と何日が出てくる日ですよということで、それも書いていただいていたので非常にありがたかったです。

もう一つ、連続して、こちらのほうに伺わせていただくのではなく、1日間が

空いていたのが非常に助かりました。その間、仕事をされてる方なんかでしたら会社のほうに行って仕事の調整、ですから、いろんなことで連続して云々は、自営業の方とか、いろんな難しいこともあるかとは思いますが、ちょっと間を空けていただいていたのが非常に私の場合はありがたかったです。

司会者：今、ちょうどお話も出たので、次の話題に、日程の組み方というのものの後に出てきますので、話題を変えていきたいと思います。

次に、裁判員に実際に選ばれるかどうかの日である選任手続期日と実際に裁判が始まる第1回公判までの間隔について、皆さんはどう感じておられるかということなんですが、5番さん以外の方は、選任手続期日と第1回公判期日というのは、別々の日に行われたということのようです。

5番さんの場合は、その選任した日の午後から審理が始まるという、そういうパターンだったようですけれども、それぞれ御意見、御感想を伺いたいなと思います。それぞれというか、全員という意味じゃなくて、それぞれのパターン、何かございますか。

お1人だけだった5番さんの場合、最初に選ばれるのは午前であって、午後からすぐ裁判となると、どんな感じでしたでしょうか。

裁判員経験者5：正直に申し上げまして、朝9時にここへ寄せていただいて、四、五十人いらっしやっただと思います。その中で面接等があって、選ばれて、そこで午前が一旦終わりました。午後からもう弁論に入るわけですね。ちょっと気持ちの切り替えも、昼休みの小1時間程度しかない中で、何とかメンバーとあれこれ話しながら、もう審理をしていくと。

それで終わればよかったんですが、当時、担当させていただいた案件では、凶器が法廷に提出をされて、それを裁判員それぞれの目の前を歩いていくと、刃物だったわけですが。朝9時に、自分がやっぱり想像ができてなくて、私自身が甘かったのかもわかりませんが、もう昼からは裁判員として、法廷の中で、そういう凶器を目にするというのは非常に貴重な経験でもあったし、またそれ

なりの、やっぱり覚悟を持って取り組んでいかないかなというの、初日にそんなふう感じてスタートした、そんな担当した事件でございました。

貴重な経験といえば、もちろんそれに変わることはないんですけど、今後、そういう日程の組み方をせざるを得ない案件と言いますか、そういうこともあるということで、今後の方にお伝えできればなと思いましたので、簡単ですけど、御紹介させていただきました。

裁判員経験者 2：今おっしゃった5番さんのような日程は、度々あるんですか。

司会者：実際、そういうのは少なくはなってますけども、あるにはありますので、そういうの、困るんじゃないかという御意見でも結構です。皆さんのように、翌日パターンで何か支障があったか、それならオーケーか、あるいはもっと空いているほうがいいのかとか、いかがでしょうか。いろんなパターン、翌日とも限らず、数日空けてからとか、1週間後とか、たくさんありますけども、お仕事の調整等の過程、どれくらい空いていたら適切かとか、御意見ございましたら伺いたいと思います。

裁判員経験者 2：そしたら、5番さんのほうにちょっと質問をさせていただきたいんですけど、その昼からもう法廷のほうに出られたということで、次はいつだったんでしょうか。次回は、翌日やったんですか。

裁判員経験者 5：記憶では、翌日だったと思いますけど。

裁判員経験者 2：ちょっとそれはきついですね。分かりました。

裁判員経験者 6：私の場合は、一番最初、抽選した日から、確か1週間ほど間があったと思います。その間に、やはりいろいろと調整できましたので、この間は、非常に私の場合なんですけどもありがたかったです。

やはり、今おっしゃったように、即スタートは、ちょっと気持ちの上で厳しいかなと。私の場合はちょうど1週間ほど空けていただけてましたので、いろいろと調整できて仕事も臨時で入ったり、その場合、非常にありがたかったです。

司会者：他に何かありますか。

裁判員経験者 4：当日ではなかったんですけども、何日ぐらい空いていたかというのをちょっと思い出そうとしてたんですけども、恐らく、翌日だったのかなと記憶しているのですが。私の場合、先ほどの御質問ともちょっと重なるところがあるんですけども、裁判の日程も5月ということで、4月頭ぐらいには選任手続の文書をいただいておりますし、5月というのが、私自身も仕事の少ない時期でもありましたし、上司の理解もありましたし、休暇の制度もあるというところで、一旦、この日に選任に行きますというのを上司に報告をして、選ばれた場合は、いつからいつまで休暇を取りますということを伝えていましたので、実際、選ばれたかどうかというのを、今度、当日の場合は、電話で午後からもう公判になりましたというのを伝えないといけないと思うんですけども、一旦、午前に選任の手続があつて、その日の午後は出勤をして、またいつから休みますというのを直接上司に報告もできたので、やはり選任の日と公判の日は別のほうが私の場合はありがたかったかなと思います。

裁判員経験者 3：今、私、過去のスケジュールを遡って見てみたんですけども、面接の日の次というのが第1回ですね。だけど、私が恐らく30代、40代、50代のときだったら、次の日の約束なんで、そういうのも絶対出てたと思うんですよ。そしたらまず出て来られないという、一応、相手との予約をキャンセルしてやらなきゃならない。前日にそれができるかな。私なんかの場合は自営でもありますし、営業でもありましたから、そうなるともう最初から面接に行かないでおこうかなというふうに考えてしまいますよね。1週間あれば、お客様にこういうことになりましたんで、こういう約束をしておりましたけれども、ちょっと1週間、延ばしてもらえますかという話はできるかと思えますけども、大変な、こちらから頭下げてお願いに行かなければならない用事ですので、かなり、そういうのでは難しいかなと思います。

司会者：実際に、裁判員に当たるかどうか分からないのに、当たることを考えて予定を空けておくというのは、もう実際のお仕事の場では、やはり難しいこ

とになりましたかね。

裁判員経験者 3：全く無理です。いや。今の年やったらそれでいいです。

司会者：続きまして、公判や評議のスケジュールといいますか、日程の組み方についてお伺いしていきたいと思います。

先ほどから、お話に出ておりますように、皆様、お仕事とか御家庭の御事情もいろいろあろうかと思えますけれども、その調整をされる上での御苦勞がいろいろおありだったと思えますので、そのあたり、率直なところを教えてくださいたいと思います。公判、評議の日数がまず適切だったかというところですか、1日の中でのスケジュールでも結構です。そういった組み方、日数等々について、御意見や御感想があればお願いします。

裁判員経験者 5：担当した案件が、ちょうど私の場合は7日間ございました。当時、ホームページで紹介されていたのが、平均5日前後ですというふうな表現で天津地方裁判所のホームページで紹介されておりました。

私が担当したのは7日間を予定、計画をされていた案件でございました。そのために、選任日と同日だったというようなことも、全体の調整から、そういう日付、設定になさったのかなというふうなことで、特に長いとか短いとかというのは感じることはございませんでした。非常に御苦勞して日程を調整していただいた結果というのは、受け止めることができました。

司会者：日数的には2番さんの事件も、8日間ぐらいあるんですね。

裁判員経験者 2：はい、8日間ありました。

司会者：その長さについて、何か。

裁判員経験者 2：いや、それで十分です。特に支障はございませんでした。

司会者：他にございませんか。1日ずっと、途中1時間に1回ぐらい休憩がありますけれども、法廷に入ったきりですか、部屋に籠りきりかもしれません、そういったところで何か、こういう工夫があれば今後いいかなとかはございますか。

裁判員経験者 6：この場で話すのが正しいかどうかわかりませんが、裁判官から、いろいろと疲れるよというようなことを遠回しに上手に言っていただきまして、そんなに疲れるのかなと思いましたが、やはりかなり疲れました。お菓子とか、チョコレートとか、そういう糖分の甘いもの、それで、疲れのほうはかなり助かったのではないかと考えております。

裁判員経験者 2：私は4月18日から始まったんですけども、4月10日まで、入院しておりました、その旨を裁判官にお話ししましたら、その都度、非常に休憩もスムーズに取っていただきまして本当に助かりましたので、少々の病気ぐらいだったら、こういう裁判員には出て来られるなというふうに思った次第でございます。

司会者：大変な中、ありがとうございました。それでは、他に御意見ございますでしょうか。

では、一度、ここで、法曹三者の検察官、弁護士、裁判官から、裁判員経験者への質問がございましたらお願いしたいと思います。

検察官：日程のことで1点だけお伺いしたいことがございまして、選任の後、すぐの公判は、やはり厳しいものがあるという御意見があったんですけども、例えば、選任から公判開始まで1週間置くと、裁判員の拘束期間が長くなってしまふんじゃないかというような議論もあるんですが、この点について、そういう拘束期間どうこうよりも、やはり選任の手続を経た後、若干、時間を置いてから公判のほうが良いというふうに思われるかどうかということについて、御意見をいただければと思います。

司会者：今の点について、どなたからでも結構です。

裁判員経験者 3：私はもう、今、現役というよりも、後任者に任せておりますけれども、選任があつて次の日からというのは、何ぼ何でも現役の営業マンだったらお客さんとの調整もできない。それはもう裁判員をやるなということと一緒にだと思えます。

であれば、私は自分のところの社員がそういうようなもので、お客さんとの引継ぎとかそういうようなものをする時間もない、それやったら断れとは言いませんけれども、言いたくなるぐらい、大事な取引とかそういうのがあれば、そういうようなお客さんとの了解を得る時間もなしにやれというのは何ぼ何でも無理じゃないでしょうか。特に、お客さん、相手が物じゃなくて人を相手にする仕事の場合、そういうようなスケジュールは、もう絶対無理です。

弁護士：それでは、弁護士の北村から質問させていただきます。

最初の、裁判員を経験しての御意見、御感想のところ、裁判に関して、今まで余り関心がなかったというところがあったんですけども、その裁判員裁判について、裁判所であるとか、検察庁であるとか、弁護士会から広報活動もしてるんですけど、そういった広報活動を聞いた御経験など、どなたかございましたら教えてください。

司会者：今の点についていかがですか。聞いたことがあるかどうか。特に、皆さんないという感じですか。

弁護士：お聞きになったことはないということですかね。もっと広報活動を頑張らなければならないと思います。

司会者：裁判官から何かありますか。

裁判官：いいえ、結構です。

司会者：それでは続きまして、「審理及び評議の在り方」についてお伺いしたいと思います。

実際の裁判が始まると、まず冒頭手続といって、検察官の起訴状朗読、次に被告人の罪状認否、これは事実がそれで間違いないかを聞くこと、その後、検察官と弁護人の冒頭陳述という、いわば双方の事件に関する説明、プレゼンテーションがあります。

この冒頭陳述は、今後問題になっていくことや、これから証拠で立証しようとすることを分かってもらおうという形で行っておりますが、この冒頭陳述を聞いて

て、そういった部分が理解できたかという点についてお伺いしたいと思います。

情報量がどうだったか、それから説明が分かりやすかったかどうか、そういったところで、率直な御意見や御感想を、どなたからでも結構ですので教えていただければと思います。それから、こういったところをさらに工夫できるんじゃないかとか、それから話し方、どんな点でも結構です。

裁判員経験者 8：冒頭陳述の文章が、この前の画面に出ていましたあれですね。

もし、耳だけでずっとあれを聞いていたら理解が半分だったかもしれないんだけど、目の前に文章がずっと出ているので、それを目で追いながら、漢字も出て、ああ、こういう意味かというのが文章を追っかけたので、それはとても分かりやすかったです。

裁判員経験者 2：このとき、弁護人の方も、検察官の方も、お互いにいろんな資料を配布していただきまして非常に分かりやすかったという記憶がございます。

そういう、お話を聞きながらそれも見ながら、大変でしたけれども、分かりやすい説明と、そしてそういう資料があれば本当に助かりました。

司会者：裁判が始まったばかりで、まだ緊張してるばかりになるんですけど、そういう中で配られて、情報量が多過ぎて、頭にしっかり入って来なかったとか、そういった感想とかは特にないですか。

裁判員経験者 4：私が参加させていただいた裁判員裁判でも、カラーの資料を検察官の方、弁護人の方、それぞれ用意していただいていた、用意していただいた資料がとても対照的だったので、その分、検察官の方のお立場と弁護人の方のお立場が裁判員としては分かりやすかったというか。もう少し具体的にお話をすると、検察官の方は本当に目に見える事実を、具体的に時系列に沿って書いていただいていた、すごく論理的で分かりやすかったですし、対して弁護人の方は、そういう事実が起こるまでの生い立ちですとか、背景というような目に見えにくい部分についても触れて、どちらかというと感情的な部分を大事にした資料を作ってくださったので、やはり裁判というものを経験したことがな

い裁判員にとっては、こういう裁判官の方と検察官の方と弁護人の方と、この法曹三者のそれぞれの立場が分かる資料で、とてもありがたかったなと思います。

裁判員経験者 3：裁判のときに出てきた被告人の方は、頭が丸坊主で、毛もそって、ううんというふうに思ってたんですけども、ところが話を聞いてるうちに、私はちょっと話が変わってくるかもわかりませんが、対応したいろんな人とか、そういう人、面倒見る人、この人ら一体何してたんだと言いたくなるような動きしか私は思えなかったんです。

ところが、被告人がその事件を起こしたときの姿を写真で見ますと、はたに寄るのも怖いなというような感じ、ああ、この人相手にだったら、何も余り言えなかったんじゃないかなというような気がしました。

やっぱり、先にそういう姿を、その写真を見ておれば、この人がこういう事件を起こしたときはこういう姿だったんだということも分かっていれば、また裁判員の感じ方、そうすると対応した方はどのような接し方をしてたんだろかというようなことも納得できたのではないかな。良きにつけ悪きにつけ、そのときの姿というのも、ある程度、やっぱり知っとく必要はあるんじゃないかなというふうに思いました。

司会者：ちょうど3番さんのお話で、証拠の中身についてのお話も入ってきましたので、そちらにも移っていきたいと思います。

冒頭手続に続いては、証拠の取調べということで、大きく分けて書証といいまして、人が捜査段階で話した供述調書を検察官が朗読する。今、3番さんが言われたように、事件等の現場だとか、そういった写真を映したり、モニターで見たり、そういったものも書証の取調べになります。メールのやりとりとか、報告書を読み上げたり、そういうのがありますね。それと人証の取調べということで、これは、人の話を直接法廷の場で聞くと、被害者、目撃者の証人尋問や、精神鑑定を行ったお医者さんのお話を聞くとか、あと、被告人本人から話を聞くといい

た、これは直接見聞きするものです。

そういった書類や、人の話とかの取調べは、分かりやすいものとなっていましたでしょうか。あるいは、取り調べた証拠の内容が記憶に残るようなものだったか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

裁判員経験者 2：私の事件の場合は、実は、警察官の取調べ、これは今、可視化と言われておるんでしょうか。可視化の場面がモニターへ出てまいりまして、それから今度、検察官の取調べも出てまいりまして、非常に分かりやすく比較がしやすかったということで、警察官の取調べは、これは高圧的な、非常に、こんなことも今、行われていていいのかなというようなことまで可視化になると、これはいい可視化の参考と捉えられるなということで、ありがたかった部分がありました。これも付け加えておきます。

司会者：他に証拠書類、それから人の話を聞く、証人尋問、そういったものの分かりやすさという観点で、何か御意見や御感想はございますか。

裁判員経験者 6：私、法廷へ初めて入らせていただいて、いろいろとお話を聞かせていただいて、これだけ分かりやすく、いろいろと説明いただけるかなという、実際に、被害者の方、加害者の方、いろいろと見させていただいて、やはり法廷内で見るとは違うなど、はっきり、ちゃんと判断しやすくなるなどというのが私の考えでした。

司会者：書類の読み上げ、こちらについて長過ぎるとか、あるいは短過ぎるとか、そういった感想はございますか。長過ぎてちょっと集中力が切れてしまったとか、そんなこともなく、工夫されてたんで大丈夫でしたよ、どちらの方向の意見でも結構ですが、ございますか。

裁判員経験者 8：私はどの場面の文章も、多少長いなと思うんですけど、やっぱり緊張して接してるから眠気というのは全然来なかったんですけど、中には、もうぎりぎり無理だったって、ちょっと眠気があったというような意見も後であったんですね。だから、長いと思う方もあったようです。私はもうすっかり

緊張してたので、最初からというので、全部聞いて、目で追ってというのができたんですけど、ちょっと長いという思いの方もいたみたいです。

司会者：人のお話を聞く証人尋問とか、被告人質問、その印象とかはいかがですか。あるいは、御自身で質問をされた方もあるかもしれませんが、そういった御感想でも結構です。御自身で質問をされた方はおられますか。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：どうですか、やはり緊張するものでしたか。

裁判員経験者 3：別に緊張というより、自分は判断する上で、これだけはっきりしておきたいなというようなことが特にありました。私の場合は、被告人の置かれた立場というものを、どうしてもいろいろと知っておきたいことがあったんでやりましたけれども、別に緊張は何もしなかったです。

司会者：今の御意見だと、確かめておきたいことは、きちんと自分で確かめてよかったというようなお考えですかね。他にございますか。

裁判員経験者 4：次の評議についてにも少し関連するかもしれないんですけども、やはり証人尋問ですとか、被告人質問のときの前には評議の時間もつけていただいて、自分の質問をまとめるということができましたし、また、それも言葉でやりとりを、裁判員の皆さんが、裁判官の方も裁判員一人一人の意見を尊重していただけたので、心の準備もできたし自信も持って法廷で聞くことができたと思っております。

裁判員経験者 8：被告人のことを、どこまで裁判員は聞くのがいいのか、これは未だに分かっていないんですけど、どこまで踏み込んで、その人の心の中まで入るか、ここに書かれてる事実関係を判断するのか、ちょっとその辺が。つい人間だから、情な感じで、こんな経験したらこういうことにもなってしまうんよねみたいになっていいのか、どうなのか、未だにそれは私分かっていないです。

これは、プロの方はどの辺まで入っているのかわからないですけど、所詮人ご

ととして受け止めないとみたいなことも聞いたので、ええ、どの辺までにラインを引くのか、裁判員は、それはちょっと未だに私は分からないんですけど、皆さん、どうされたのかなって。

司会者：難しいところですね。ちょっと続けて審理全体についての質問に入ってから、法曹三者がどう考えてるのかというお話もありましたので、それを含めて聞けたらなと思います。

では、続いて、被告人に対する質問、証人尋問が終わった後に、検察官、弁護人から、それぞれ論告求刑、それから弁論ということで最終的な意見を述べられたと思います。それぞれ、この最後のプレゼンについて、どのように感じられましたでしょうか。内容の問題、話し方、資料の問題、いろいろあるかと思いますが、何か御意見や御感想がございましたらお願いします。

内容について、理解できたかという点ですとか、あるいは、今までずっと審理を経過していると、最初の冒頭陳述、それから取調べが始まって何だかまた同じようなことを言ってるなという受け止めもあるかもしれません。どういった印象を持たれたかという感じでお伺いしておりますので、いかがですか。

裁判員経験者 2：弁護士さんは国選ということで取り組まれたと思うんでございますけれども、弁護するのはもう、もちろんあれでいいんですけども、もし私が被告人であれば、ちょっと申し訳ないけど堪忍してやと。国選の弁護士さんがどこまでやっていただけるのかなという、国選と普通にお願いして来ていただく弁護士の違いというのはどういうものなのかなと思って。あのとき、大分、言葉のほうも詰まっておられたし、資料的にも不足だったんじゃないかなと思ったりもして見ておったんでございます。失礼なことを言って申し訳ないんですけど、その辺、ひとつまたこれからよろしくお願ひしたいというふうに思います。なかなか国選をやる人もおられないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

司会者：それも踏まえて、法曹三者の方々から、2番さんと8番さんから出た視

点を踏まえてのお答えでしたり、あるいは質問でしたり、何かございましたら
お伺いしたいと思います。

検察官：8番さんのおっしゃった内容というのは非常に深い内容でございまして、
私も職業で検察官をやっておりますけれども、常に悩むことであります。検察
官としまして、いたずらに重い刑罰を科してもらいたいということを裁判所
に求めているわけではなく、被告人の置かれてる立場というのもきちんと考えた
上で、事実認定ないし量定をしていただきたいと思って立証活動をしておりま
す。

8番さんの事件は、恐らく私が担当した事件ではなかろうかなと思うんですけ
れども、まず被告人が置かれてる立場というのも考えて、この人は気の毒な境遇
であったんだなということももちろん考えます。片方、被告人のこともよく考え
ると。片や、被告人の犯したことは、これは社会的にどうなんだという、また揺
り動かし、逆のほうの揺り動かしも考えると。この揺り動かしを、そうは言っ
ても被告人も気の毒だ、こういう事情を主張していく中で、考えというのは収れん
されていくものなのかなという考え方をしています。そして考えをまとめていっ
て、これが日本国内で行われてる裁判とかけ離れたものでないかなという、そう
いう審査を遂げて、主張や求刑というものを決めたりしております。

2番さんの件につきましては、検察官が申し上げたいことは非常に多い訳なん
ですね、いろんなことを知ってもらいたいと。ただその中で、どこを最低限知っ
てもらって必要十分なのかということは今後もよく考えながら、冒頭陳述や論告
というのも作っていききたいかなと考えております。

弁護士：まず、8番さんの問題意識につきまして、なかなかどこまで踏み込んで
聞いたらいいのか悩ましい問題だと思いますが、やはり弁護人の立場からしま
すと、被告人の、ちょっと8番さんの担当された事件がどういった事件かとい
うのが、私は担当してないんでわからないんですけれども、弁護人としては情
状面について聞いていきます。より検察官の立場としては、被告人に相当な重

たい量刑を処するために重要な情状事実についてお聞きしていく訳なんですけれども、反対方向から光を当てていくという形になります。

この主尋問と反対尋問が終わった段階で、まだ見えてこないところについて、裁判員の方が、ここが見えてこないなと思われたところについて指摘されるのが、一つ考えられるかなと思います。

ただ、それ以上聞いてはいけないのかということは、私は思いません。問題意識があれば、その人の問題意識の表現の中で十分に突き詰めていただいて、自由に質問されるのがよろしいのかなと思ってます。

2番さんの御意見に対しまして、実は、今まで皆さんの意見を聞いてまして、余り弁護人に対する批判的な意見がないなと思っていました。私の事件なので、本当にありがたいなと思ってお聞きしております。2番さん以外でも、弁護人の弁護活動について疑問に思われたとか、こうすればよかったのにとか、もっとここがまずいんだということを、本当に忌憚のない意見をいただくと、会に持ち帰りまして共有したいと思いますので、今後の弁護活動のために役立てたいと思います。

具体的な2番さんのお話なんですけれども、尋問について戸惑うところがあったり、資料的にも不足していたと思うというところなんですけど、恐らく鑑定人さんの質問のところですかね。証人尋問のところですよ。

裁判員経験者2：はい。

弁護士：なかなか専門家証人、1人については全くアクセスできなかったという状態がありましたのと、事前に鑑定人のほう、もう一人の証人につきましては、アクセスしたけれども、ちょっとまた全然違うところを法廷で言われたというところで私の経験不足もありましたし、その場で戸惑ってしまったということではございます。資料的にも不足していたというのはどういった点でしょうか。

裁判員経験者2：検察官の方から比べると、少し資料等が少なかったんじゃないかなと思いますし、隣にもう一人、弁護士の方がおられたと思うんですが、そ

の人からアドバイスを受けるなりされてたような気がしますんで、それはそれでいいんでしょうけれども、もう少し頑張っていたきたいというふうに思います。

弁護士：頑張りたいと思います。

裁判員経験者 2：よろしくお願いします。

司会者：ありがとうございました。では、伊藤裁判官。

裁判官：皆さん、ありがとうございました。既にもう、検察官、弁護士が説明していますが、8番さんがおっしゃった、どこまで被告人の内面とかということに踏み込んで質問していいのかという辺りは、法律家もやっぱり悩みながらやっていますよね。私、言ったと思いますが、被告人の人生全部を裁こうとするにはなかなか制度上、そういうことを目指してるものではないけども、他方で、その人の大事な局面の犯罪の責任を裁こうとする以上は、その人の人となりというのがどうしても気になりますよねと、この辺は、なかなか切り離せないものかもしれませんね。

しかし、大事なところは、この裁判では、ここを捉えるということですよみたいなことを、みんなで確認しながら進めていったと思うんですね。だからやはり、この制度についての理解を皆さんにはしていただきつつ、でも、皆さんなりの素朴な人間味といいますか、そういう気持ちは、決して気にする必要はないんだろうと思うんですね。

だから必要な限り、自分が疑問に思ったこと、関心を持ったことを聞いていただくのは私は構わないんじゃないかと思っていまして、同じように悩みつつ、いつもやっておりますから、十分働きを示していただいたと振り返っております。ありがとうございました。

2番さんがおっしゃるように、やはり裁判員の方と接していると、裁判員の方は、本当に初めて接する事件、裁判そのものが初めてで、そして担当する事件もその1件限りかもしれないわけですよ、一生の間に。あと、やはりものすごい誠実

感を持って、その事件の処理に当たられるわけですよ、皆さん。本当に真面目に向き合っておられる、もう眠くなるなんて余裕もない、それぐらい事件にのめり込んで情報を拾ってくださるわけですよ。

そういう厳しい目で裁判に取り組んで、材料を探しておられるということを、多分、法曹三者のほうがもっと意識しないといけないのかなと思いますね。それだけ厳しい目で判断権者が見てる中で、さあ、あなた方の訴訟活動はこれでいいのかということ振り返って反省すべきなんじゃないかなと。一期一会の状態、裁判員が真剣に判断に向かおうとしているときに、法曹二者、法曹三者、十分に土俵を整えて材料を提供しましたかという、そういう示唆だと、私は2番さんの御意見を捉えました。非常にありがたいと思っております。

司会者：それでは最後の場面になります。評議についての御意見、御感想を伺います。

評議の進め方はどうだったか、自分の思ったことを十分に話せたか、あるいは話しにくいというような雰囲気はなかったか。時間的な問題、ちょっと足りなかったなとか、間延びしたなとか、いろんな感想があると思うんです。何でも結構ですので、評議についての御感想をお願いします。

裁判員経験者 3：まず、評議について、自分自身のことを教えられたような気がします。これはちょっと遅れているな、自分自身を知るいい機会になりました。

司会者：他に評議について、何か御感想はありますか。密室にこもって濃密ないろんな議論があったかと思えますけれども、そういった経験を通しての感想はいかがですか。

裁判員経験者 5：先ほどから話が出てますように、検察官、弁護士、準備状況云々という話がありましたけど、私が今回担当させていただいた裁判では、被告人側が黙秘しますと、異議ありというふうな言葉が結構数多く飛び交ったように思います。黙秘しますという中で少し角度を変えて、もう一度質問を試みようかといった裁判官の方のアドバイスに基づきながら、我々裁判員、素

人ながら、こういう角度からもう一回聞いてみようかというふうなことも議論できる大変柔らかい場を短時間ながら設定をしていただいておりますので、黙秘します、異議ありというところに関しても、結構、言葉がうまく出てきませんが、掘り起こせたような気がいたしました。

そういう面に関しましては、当時、いろんな意味で、リーダーシップを発揮いただいた裁判長、裁判官の方に、この場を借りて御礼を申し上げたいということでございます。

司会者：他に特にございませんか。

裁判員経験者 6：今おっしゃったように、私も同じような意見を持っております。評議につきましては、時間的な配分もうまくとっていただき、雰囲気も非常に話しやすい雰囲気です。周りの裁判官の方、裁判員の方も自由に上手にお話されてましたので、私、非常にいい場面に出会わせていただけたなと感謝しております。

それともう一つ、本日も番号だけで言っておりますけれども、当日も、当然のことながら番号だけで、あの番号だけが非常にありがたかったです。やはり知っている人がいるといろんなことで制約もあるでしょうし、番号だけですから、知らない方ですから自分の表現を自由に言えたと、この制度は非常にありがたかったなと、私は思っております。

司会者：では、最後になりましたけれども、お一人ずつ、冒頭にも伺っておりますが、実際に裁判員裁判を経験して感じられた裁判員のやりがいとか御感想、印象、そういったものを、これから裁判員をされる方に向けて、何かメッセージとか、アドバイスとかございましたらお願いします。

裁判員経験者 2：そんなに偉そうなことを言うわけじゃないんですけども、この年齢層が幅広く、70代の方から下は20代の方がおられたと思うんですけども、守秘義務、守秘義務と非常に皆さんがおっしゃるんですけど、どの世界でもそうなんですけれども、やはり我々、こうしてせつかく裁判員をさせて

いただきまして、外で広報活動じゃないんですけれども、裁判員制度ってこうだし一度行って見たらいいよというようなメッセージが発せられるような、もう少し柔らかい守秘義務的なものを設けていただけたらなと思うんですけれども。

そうすることによって、私がこの裁判員になる前まで、私の近くで、全く裁判員をしてたよという人がいないんですよ、誰もいない。おかしいな、みんなやってないのかなと思ったんですけれども。私はその辺は、自分自身で今回、裁判員のほうに行きますんで、ちょっと皆、楽しみにしててやというようなことまで言ってたんですけれども、これから、もう少し裁判所のほうも柔らかくお願いしたいなど、その辺をちょっとよろしくお願ひしたいと思います。もう少し、そうすると皆が取っつきやすくなるんでしょうかね。何か敷居が高いというか、よろしくお願ひしたいと思います。

裁判員経験者 3：先ほども言いましたように、裁判を通じて、また被告人の方、その他のいろんな話を聞いてるうちに、自分自身を見詰め直す一つの機会ではなかったかなと。自分の考え方、判断というのは、どういふような、世間のこのレベルなのか、このレベルなのかと、それとももっと下なのか、それを身につまされて聞いたような気がします。

それから、確かに私の周りでも、裁判員をやったという人、誰も聞いておりません。恐らくゼロということはないんだろうけれども、皆さん言わない。だけど私は、例のバッジをもらいましたね。何かのチャンスに持って行って、こいふバッジを見たことあるか、もしこいふようなチャンスが来たら絶対受けるよ、受けたら絶対自分にも何かプラスになる、いろんことを考える。それは何を考えるかはわからないけれども必ず自分のプラスになるから、こいふいいチャンスは絶対逃したらいかんよと。少々無理してでも受けてくださいとこいふふうに、今のところ言っております。

裁判員経験者 4：これまで意見交換の中でも少し話題として挙がってたんですけ

れども、私は仕事をしてるのもあって、裁判所からの呼出しの封筒も、全て不在の通知が来てというところだったんですけど、やはり裁判所のその出頭ということになると送達という形で届くというので、私も初めすごく、他の方もおっしゃられていましたが、ぎょっとしたというか、固い印象というのが一番初めだったんですけども、実際、選任していただいて評議をする中で、裁判長を始め、裁判官の方々と本当に評議室では何でも忌憚なくお話し合いをすることができて、初めの固い印象からがらっと変わったと言いますか、裁判員を経験することができて、とても自分の人生の中でもいい経験をさせてもらったなと思います。

本当に、裁判員をさせてもらって以降、裁判員裁判のニュースにも目が向くというか耳が向くようにもなりましたし、自分の家族ですとか、友人、知人との話題にもするようにもなりましたし、裁判という人生の一つの局面を決めるすごく大きな機会だと思うんですけども、そこに対する注目というのを自分自身ができるようになったなと思います。

まだ自分自身の子どもも小さいですけど、もう分かる年齢になったら、子どもたちにも、こういういい経験をしたよということを伝えたいなと思いますし、まだ経験されたことがない方、その選任の手續のときにも、たくさんの方に書類を送るけれども手續に来られるのはすごく少ないという話も聞きましたので、いろんな方に、私は裁判員というのはこういういい経験ができるよということはお話をさせてもらいたいなと思います。

裁判員経験者 5：今、4番の方がおっしゃったとおり、私も同じように感じてる次第です。

さらに付け加えて1つ、法曹関係三者のそれぞれの方にお話をしたいと思うんですけども、私はこれまで生きてきて、経験に勝るものはないというふうに考えて生きてまいったタイプの人間ですけど、今回、冒頭にもお話がありましたように、宇田裁判官がおっしゃったように、ちょうど10年の節目を迎えるとき

に当たってるということでございます。是非、この裁判員制度が始まって10年目というふうなことで、庶民的というか、市民的というか、こういう感覚がどの程度、この裁判員裁判、もしくはその結果に反映されたのかというのを何か目に見える形で世間にといいますか、国民にといいますか、発信していただければ、またそれが役に立って、いい方向にずっと回って行くのではないかなというふうに感じた次第でございます。

弁護士会の、もっともっと今後も活動をやっていきますというふうな、先ほどお話もいただきましたので、是非、今一番問題になってるような、あおり運転の撲滅等々につながっていくようにできればなというふうに感じましたので、余談になりましたけどお願いをして、私の感想と代えさせていただきたいと思います。

裁判員経験者 6：今回、裁判員裁判に参加させていただきまして、非常に私は感謝しております。まだ経験されてない方に対しては、やはり少々いろいろと問題、無理があるかとは思いますが、無理をしてでも、参加していただきたいと思っております。参加させていただくことで、いろいろと興味も湧きましたし、非常にありがたかった時間を与えていただきました。

それと、私、ちょっと疑問なんですけども、裁判員の場合、裁判官の方とか裁判所の方の非常に負担が大きいと違うかなという気がしてるんですけども、それについては何も聞かなかったんですけども、ひょっとしたら大変と違うかなという気はしております。かえって御負担をかけてのと違うかなという気はしております。

それと、被告人の方ほうまく更生していただけたかなと、あと被害者の方は、安心して生活をしていただいているのかなという、ちょっと時々、心配するということもあります。

裁判員経験者 8：この制度そのものなんですけれども、今おっしゃったように、プロの方から見れば負担がすごく大きくて大変な制度で、プロの方は、始まる前と後でどう思われているのかな。裁判員はいいんですかね、足しになっ

てるんですかねと思う部分もあるんです。

もう経験は1回で十分ですので、今後は陰ながら応援していきたいと思います。
ありがとうございました。

司会者：それでは今の、また皆様方からの御意見や御感想を踏まえて、法曹三者の方で御感想を一言ずつお願いいたします。

検察官：裁判員裁判の公判に立会いをしている中で私が感じることは、やはり裁判員の方は非常に真剣に証拠も御覧いただいていますし、検察官、弁護士、あと証人、一挙手一投足について非常に真剣なまなざしで御覧いただいているかなと思っています。

そう思ってたんですが、本日の意見交換会に参加させていただいて、やはり皆様それぞれの思いをお持ちになりながら、真剣に裁判員裁判に参加されてるのかなと思いました。法曹三者の一員としましては、今後、裁判員の皆様により分かりやすい立証活動をしていかなければいけないなということで心を新たにいたしました。

本日はどうもありがとうございました。

弁護士：本日は貴重な機会を本当にありがとうございました。裁判員裁判を経験する機会というのは、弁護人のほうは、裁判所よりも検察官よりも非常に少ない、個々の弁護士が経験する件数というのはやはり少ないんですね。こういった場で、裁判員の方々からそれぞれ御意見をいただけるという、また厳しい御意見を頂いたんですけれども、そういった意見を踏まえて、今後、自分の弁護活動にはもちろんのこと、うちの会でのそれぞれの弁護人にも、今回、意見交換会でお話があったことをお伝えして、よりよい弁護活動ができるように、これからも頑張っていきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

裁判官：皆さん、長時間、ありがとうございました。また貴重な御感想や御意見、本当にどうもありがとうございました。

最後の感想でおっしゃっていただいたことは、本当に我々にとっては身に余るといいますか、頑張ったかいがあったなと思うこともありましたし、それから、反省すべき点もいろいろと頂いたかなと思っております。

御指摘にあったように、やはりこれから、皆さんと同じように貴重な経験だったと振り返っていただける後続の裁判員の方々が、安心して制度に参加して下さるということが一番大事なことです。そのために、目に見える形で意義を示してほしいという御指摘はもつともだと思えます。

それから参加しやすい環境づくり、御指摘のとおり大変重要なことだと思えますね。

そして、裁判所の負担の面を気にしていただきましたが、それは得られるものが大きいからこそ多少の負担があってもやってるわけです。この制度が10年途切れずに動いてるのは、やはり、それはもう負担を掛けてでも得られるものが大きいと認めてるからだと私は考えておまして、その点は当然のことだと思っております。

そして8番さん、裁判員がいてもいいですか、それはもちろんいてもらわないともはや困るんですね。裁判員の方が加わっていただいて、今、刑事裁判は姿を変え、より分かりやすく国民に近い、国民にとって大事な制度に、新たな高みに登ろうとしてる訳です。これは、裁判員の方が10年加わっていただいて、やっと見えてきた頂でございます、もはや皆さんの力を借りて我々は理想の裁判の姿にたどり着こうとしてる過程にある訳ですから、もう引き続き自信を持って皆さんには裁判と一緒に変えるんだという意識で加わっていただきたいと思っております。

それにしても、今日の経験者の皆さんは、やはり誠実に制度に向き合っていたいただいた皆様だったなと、御理解いただきましてありがたい御指摘をたくさん頂きました。本当に重ねて申し上げますが、お世話になりました。ありがとうございました。

司会者：それでは、報道関係者との質疑応答に入らせていただきます。まず、代表質問をお願いいたします。

記者：滋賀県司法記者クラブの幹事社をしております、共同通信です。本日は皆さん、貴重な意見交換会に参加させていただきありがとうございます。まず、記者クラブのほうから1点、代表で質問をさせていただこうと思います。今、最後の皆さんの感想の部分でも幾つか出てきたかとは思いますが、制度の開始から今年の5月で10年を迎えますが、この制度が社会に浸透したとお感じになれるか、また、当初の制度の目的であった裁判の明確化や審理の迅速化など、国民の視点を反映した裁判という目的に照らして、今、特に課題だなと感じることを1つ挙げるとすれば何かということ、経験者の方、そして法曹三者の方々、それぞれに教えていただけたらなと思います。よろしくお願ひします。

司会者：今の点について、お伺いしますね。

裁判官：制度が浸透してると感じられるかということ、まずそのことですね。

記者：はい、そうですね。

裁判員経験者3：少なくとも、裁判員をやってから、いろんな裁判について、自分がもしこの中の裁判員になってたらどう思うかというの、そういうふうに自分をそこに置きかえて考えるようになって、今まで以上に、そういうようなことに関心が出てきた、これはもう間違いないなと思います。

そのときに、自分が裁判員をやったときに、自分の考え方はちょっとこっちへ寄ってる、こっちへ寄ってるというような自覚がありましたんで、いや、私はこういう傾向だから、もう少しこっちの方に捉えて、これが世間一般の見方かなとか、そんなことも考えて、別に妥協する訳じゃないですけども、じゃ、正しいのは何かということ、今まで以上にやっぱり考えるようになりました。

司会者：他の方、ございますか。浸透したとを感じるか、あるいは併せて課題についてでも結構です。

裁判員経験者 3：もう一ついいですか。何かものすごく長引いてる裁判員裁判があるんですけども、何年とかという、そんなことはないんですか。

裁判官：何年というのはないと思いますけどね。長い日数のものはありました。

裁判員経験者 3：あれを受けられたら、とてもじゃないがやっていけないなというところで、途中で裁判員が交代することもあるようですね。あれは、それでいいのかなという気がしますけども。

司会者：貴重な課題についての御意見、ありがとうございます。他の方、ございますか。

裁判員経験者 6：疑問なんですけども、私、この裁判員というのを受けさせていただいて、いい制度だなという気は思っております。ただ、なぜ皆が、これだけ関心がないのかな、裁判員になった人間がこれだけよく関心を持っていられるのかな、この温度差が非常にあるなというのが、今、私、裁判員を受けてからの感想です。

先ほど言われましたように、やはり裁判員でいろんな事件が起こる度に、自分ももしこの裁判に関わっていたらどうなるんやろうなという、そういう思いもするようになりました。非常にその制度に関しまして、ありがたい制度だったと思っております。

司会者：浸透と課題について、どなたがございますか。

裁判官：貴重な御質問、ありがとうございます。浸透してるかという意味合いについては、いろんな捉え方ができると思うんですが、一つは、現に裁判員裁判制度が導入されてから、裁判の進め方などが劇的に変わってそれが定着してきているという意味では、そういう意味の浸透は認められたと感じますね。この制度が、もう裁判制度の一つの大きな柱として現に10年、社会全体を支える形で機能してるということは浸透と言っていいのかなと思います。

しかし、本日の皆さんの感想にもあるように、まだまだこの制度について理解が進まず、ちょっと参加することに不安を感じる国民の方が多いということ、経

験が共有されてないということは、これは、浸透という意味では課題になってくるのかなと思います。なのでやはり、10年たったことによる実績もあれば、課題も増えてきているという印象なのかなというふうに思っております、特に密に接する立場の裁判官、そして裁判所の職員は、今日いただいた、特に課題の御指摘、これについては真摯に受け止めて運用の改善に努めていきたいと考えてるところでございます。

司会者：では、それ以外の質問もあると聞いておりますので、他の方、ございますか。

記者：毎日新聞社です。皆様が裁判員裁判に参加されて、非常に肯定的な意見が多かったかと思うんですけれども、一方で、一般生活をしてる中では遭遇しないような、例えば、被害者の方の御遺体の写真であったりとか、傷口の写真であったりとか、あと被害者の遺族の方のお話であったりとか、目だったりとか耳を塞ぎたくなるような、そういったお話、そういった写真を見ることもあると思うんですけれども、そういったものを御覧になって、精神的な負担になったことでしたりとか、夢に出てきたりだとか、そういったマイナス面が何かあれば教えていただきたいなというふうに思います。

司会者：どなたからでも結構です、今の点で、何かございますか。

裁判員経験者 8：答えにならないんですけど、偶然、そういうものでなかったんです、私、内容が。で、ほっとしてるんです。多分、そういうものに当たったら、どう思ってしまうんだろうなと思います。ちょっと答えになってないんですけど。

司会者：そういうタイプの事件だったけれども、こんな感じだったから大丈夫だったとか、いや、いや、結構じわじわ来ましたとか、何か、各事件によって御感想はございますか。

裁判員経験者 4：私が担当した事件は傷害致死だったんですけれども、選任の手続、その抽選の前に、そのときも伊藤裁判官が答えていただいたんですけど

も、もう不安なことがある方については事前に聞き取りをしていただくという機会も抽選の前にございまして、そのときにも、私の場合は質問をさせていただきました。御遺体の写真であるとか、本当、どういう言葉を使うといいのかが難しいんですけども、そういう直接的な、言い方を変えれば、グロテスクなものというのが証拠に出てくるのですかというのを聞かせてもらって、そういう直接的な証拠ではなくて、再現をしたようなものになりますというお答えをいただいたので、そういう意味では安心して抽選に臨んで、裁判員に選んでいただきましたし、そういった不安についても、抽選の前に聞いていただける、お答えいただける場があったのは、とてもありがたかったなと思います。

司会者：他にございますか。では、他の質問を受け付けましょうか。

記者：今日はありがとうございます。京都新聞社です。非常に大変な裁判を審議されて、我々も皆さんの審議された裁判、発生の際に事件現場に取材に行ったりして、大体どんな事件か、ここにいる記者はみんな分かるような事件をさまざま取材させていただきました。本当にお疲れ様でした。

それでお伺いしたいんですけども、今の意見交換の中で、例えば8番の方とか、非常に重い犯罪を裁くのはちょっとプレッシャーが大きいとか、6番の方、裁かれた後、どうなったのかなと思われるような、ずっと心に引っ掛かったりというところがあるというふうなことをおっしゃっておられました。

非常に重い判断をされる。今回、皆様が裁かれた傷害致死であったり、殺人未遂であったり、裁判員裁判になる裁判の中では、そこまで極めて重篤なものではなかったと思いますけれども、この制度をやっていく上で、死刑の判断とかが出るような裁判、裁かなければならないことがあると思うんです。それで、あと裁判員裁判ではないですけど、過去には冤罪というふうな事件が発生したこともあったと思います。

裁判員が死刑を出さなければならないような重い事件を裁くことをどう思われますか。また、自分がもしそういう事件の担当になったら、死刑を出せますか。

そのあたりについて、お伺いしたいと思います。

司会者：今の点で何かございますか。

裁判員経験者 8：今の質問を判断するためには、プロの知識がなくてはいけないのではと私は思っているのですが、できれば死刑かなと思われるものに、裁判員が参加するのは疑問ではあります。

記者：ありがとうございます。

司会者：他に御意見ございますか。では、特にないようですので、最後の質問を。

記者：中日新聞です。裁判員裁判の趣旨に、国民の良識を裁判で反映するというものがあると思うんですけども、裁判員の方、御自身の体験からも、その趣旨を実感できたのかなという部分が聞きたくて、一般的に言ったら、やはり職業裁判官の意見が強くなってしまわないかなというふうにはちょっと思うんですけども、先ほど8番さんが、裁判員の存在が足しになっているのかというお話もされてましたし、一方で、5番さんとかは最初の方に、御自身の経験を生かせたと思うというようなお話もされてたんで、そこら辺、それぞれの方がどういうふうに思われてるのかというのをお伺いしたいです。

司会者：今の点、いかがでしょうか。国民の感覚を反映するといううたい文句が実践できたかなというふうな感じでお考えいただければ結構かと思えます。

裁判員経験者 3：的が外れてるかもわかりませんが、少なくとも、一般の人間が腹の中で考えてることというのは、そのまま反映される世界はあるんじゃないでしょうか。いわゆる理屈抜き、法律抜きでと、けしからんという世界も多少はあるかと思えます。だけど、それがもし国民の意見、一般大衆の意見だとしたら、それも取り入れられていいんじゃないだろうか。後で二審とか三審とかというような形で、それが最終決定ではないわけですから、裁判員の採決が。あと、本人が控訴したら二審がある訳ですし、最高裁もある。そういう中でやっぱり、いわゆる一般人が感情も含めて下した判断ということでの1つだというふうに思っただけであればいいんじゃないでしょうか、感情も踏まえ

て。

裁判員経験者 6：国民の感覚が反映してるかどうかなんですけど、私は反映してると思っております。やはり裁判官の方とか、いろいろと皆さんの専門家の知識と、今まで井戸端会議的というところとちょっと語弊がありますが、私どもの素人の感覚、そういうのと入り混じって行って、だんだん方向が変わってくると思っております。裁判員制度はいい制度だと私は思っております。

記者：中日新聞です。ちょっと質問の仕方を変えていいですか。御自身の意見が実際に裁判の中で反映されたなという実感を持つことはできましたかというところを伺いたいんですけど。

司会者：評議の中で、自分の意見を言いやすかったかということですか。

記者：はい。それもきちんと踏まえた上で判決が導かれてるなという、そういう実感を持てたかというところをお伺いしたいんですけど。

裁判員経験者 2：もちろんです。

司会者：皆さん、力強く頷かれているという感じですけど、他に、特に言っておきたいこととかございますか。

裁判員経験者 8：8番です。意見を言う場面も一杯あるんです。もう全然、正反対の反対意見も言いました。そもそも何かみたいなことも言いました。それを言える場所は一杯あるんです。

それでって言われると、意見は言いましたけど、その後って、判決とかという部分は素人ですよ。だから、そこに反映されましたかって言われても、ちょっとそこに無理がありませんか。それ、私もずっと課題です。すみません、答えになりましたか、私。

記者：ありがとうございます。

裁判員経験者 4：主文は懲役ですとか、そういった量刑の部分に集約されますけど、その後の理由のところについては、やはり評議で出てきたキーワードとかも盛り込んだ形で裁判官の方々に作っていただいていますし、自分の話したこ

と、それから他の裁判員の方が話したことが、やっぱりどうしても全て反映するというのは難しいですけれども、やはり、ああ、このキーワードをみんなで話したとか、ここについてはいろんな意見が出たけど最終的にはこういうふうにまとまったなということが、裁判員をさせてもらった者からするとわかるような内容にさせていただいてるものだと思います。

裁判員経験者 2：先ほど、京都新聞の記者の方がおっしゃっていた、ちょっと合うかどうかはわかりませんが、私が死刑をもし言えるかどうか、そのときに、この6人の裁判員の中に死刑反対論者というんでしょうか、こういう人たちが4人、5人入っておられた場合は、もう抽出して裁判員なられてる訳ですから、これはどうなるんですかねという1つの疑問が、今、湧いたんですけれども。普通一般で、市民感情、国民感情から行くと、こんなものは死刑やでと、ちまたで言っていたとしても、そういうところへ来て、いや、そら、死刑はあかんでという人が多くなってきた場合は、これ、どういうふうに裁判が進んでいくのかなと今ちょっと思ったんですけれども。

私はもちろんもし死刑であれば、今現在の日本の憲法に沿ってやはり死刑は宣告したいと、こういうふうに思うんですけれども、なかなか難しい問題じゃないかなとは思いますが。

司会者：それでは、お聞きになりたいことも、話も尽きないところではありますけれども、ここら辺りとさせていただきたいと思います。裁判員経験者の皆様方には、長時間、意見交換会に御参加いただきまして、本当にありがとうございました。本日お聞かせいただいた本当に貴重な御意見や御感想を参考にしながら、当庁におきましても、裁判員裁判の運用をよりいいものにして、より充実した分かりやすい裁判を今後実現してまいりたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

以 上